

## 特記仕様書

業務番号	22-B33D
業務名	平成22年度 町道坂原中線法対策工事 地質調査業務
業務場所	船井郡京丹波町 中 地内
履行期間	契約日の翌日から平成23年 2月28日

### (業務内容)

土質ボーリング（粘性土）	1. 0m
土質ボーリング（礫混じり土）	3. 0m
土質ボーリング（軟岩）	4. 0m
標準貫入試験（粘性土）	1 回
標準貫入試験（礫混じり土砂）	3 回
標準貫入試験（軟岩）	4 回
解析等調査	1 業務

### (土質・地質調査業務)

本業務の履行にあたっては本特記仕様書によるほか、「地質・土質調査業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）」（以下「共通仕様書」という。によるものとする。

### (成果品の提出)

報告書は、3部作成し監督職員に提出するものとする。

### (打合せ等)

1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、成果品納入時の計2回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員の協議の上変更できるものとする。

2 当初打合せ及び成果品納入時には主任技術者が立ち会うものとする。

(関連業務の調整)

本業務に関連して、下記の測量設計を別途発注する予定のため、調査に際しては相互連絡調整を密にして行うこと。

- ・平成22年度 町道坂原中線他 法面対策工事測量設計業務

(資料等の支給及び返却)

貸与する資料等は、次のとおりとする

資料の名称	単位	数量	貸与場所	返納場所	摘要
—	—	—	—	—	

(土地への立入り等)

- 1 現地調査を実施する場合、調査員の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

(その他の特記事項)

- 1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- 3 地質図作成にあたっては、近接して既設データ等が存在する場合には、これを考慮し反映させること。
- 4 足場組立撤去、使用機種、調査状況、調査位置、調査掘進長等の調査内容については、写真で明示すること。

- 5 室内試験については、土質工学会基準に基づくものとする。
- 6 調査資格保持者については、その旨を報告書に明記すること。
- 7 土質調査の結果、設計数量に対し数量変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 8 文献を参考に報告書を作成する場合は、文献名・出典等（策定年月含む）を明示すること。